

第 5 次総合計画
前期実行計画事業(案)

※11 月 19 日現在

構想1 宮代らしさを価値として高めていく

方針A 町原風景を形づくる「農」の資源を活かしていく

- | | | |
|-------------------------|-----|--|
| 西原自然の森活用事業
(里山体験事業編) | P7 | 山崎山で市民団体とともに培った、事業や活動のノウハウと経験を活かし、西原自然の森においても、自然の魅力や大切さを知る体験事業や保全事業を市民とともに実施します。これにより、町の自然を守り育て、その魅力を発信する人材を生み出します。 |
| 西原自然の森活用事業
(移築民家活用編) | P8 | 福祉拠点として再整備される旧ふれ愛センターとともに西原自然の森の魅力を高めるため、「加藤家」「齋藤家」「旧進修館」を古い建物の特性を生かした美術作品の展示や音楽活動などの文化活動や体験講座、地域活動ができる場所とします。 |
| 新しい村魅力アップ事業 | P9 | 「新しい村」を整備してから約20年。直売施設の増加やインターネット販売の普及など取り巻く状況も大きく変わりました。着地型観光という視点も含めて、調査・分析を行い、「新しい村」の魅力を高める計画を策定し、「新しい村」をより魅力的な空間へと変えていきます。 |
| 集落で支えあう営農事業 | P10 | 農業を次世代の担い手にとって魅力ある産業としていくために、農業生産の効率化・省力化を図るとともに、農地集積化を推進し、農作業環境の向上を図ります。 |
| 宮代農業人材育成事業 | P11 | 就農希望者のための実践的な研修環境を整え、将来の宮代農業を支える骨太な若手農業者を育成します。 |

方針B 東武動物公園駅西口エリアの魅力を高めていく

- | | | |
|------------------------|-----|---|
| 東武動物公園駅西口
わくわくロード事業 | P12 | 駅から東武動物公園、新しい村までを、町民・観光客・事業者と共にアイデアを出し合いながら、歩いて楽しく、わくわくするような道に整備し、西口エリアの価値を高めます。あわせて、駅西口区画整理エリアの土地活用を促進します。 |
| まちなかどこでもミュージアム事業 | P13 | 既存施設や飲食店など、気軽に美術作品の展示や小さな演奏会ができるスペースを募集し、まちなかにおける作品展や音楽会の開催を促します。このことで地域の人材を発掘し、地域に人々の集まる新しい場所を生み出します。 |

方針C 宮代を発信していく

- | | |
|--------------------------------|--|
| みやしろズームアッププロジェクト | P14 町の魅力の情報発信力向上を図るため、地元の魅力を再発見し、掘り下げ、自らの言葉で発信する市民記者チームを創出します。 |
| 西原自然の森活用事業
(里山体験事業編)
※再掲 | P7 山崎山で市民団体とともに培った、事業や活動のノウハウと経験を活かし、西原自然の森においても、自然の魅力や大切さを知る体験事業や保全事業を市民とともに実施します。これにより、町の自然を守り育て、その魅力を発信する人材を生み出します。 |
| 西原自然の森活用事業
(移築民家活用編)
※再掲 | P8 福祉拠点として再整備される旧ふれ愛センターとともに西原自然の森の魅力を高めるため、「加藤家」「齋藤家」「旧進修館」を古い建物の特性を生かした美術作品の展示や音楽活動などの文化活動や体験講座、地域活動ができる場所とします。 |

構想2 コンパクトな町の強みを活かす

方針D 歩きたくなる「まちなか」をつくる

- | | |
|--------------------|--|
| 遊休資源活用プロデュース事業 | P15 官・民を問わず、それぞれが所有する土地や施設などの遊休資源と人・団体等を結びつけ、町の様々な場所での活動の拠点づくりを行います。提案に対する場所の募集と場所に対する提案の募集の2つを柱として行います。 |
| 岸辺遊歩道整備事業 | P16 備前堀川等において、自治会や地域の関係団体などと共にアイデアを出し合い、地域に親しまれ愛される遊歩道や水辺を整備します。 |
| 地域のプライベートパークをつくらう！ | P17 身近な街区公園等を一律に“児童公園”として位置付けるのではなく、人々のライフスタイルに合わせて、それぞれが特色のある“場”となるように再整備し、地域の人が集まる憩いの場（青空カフェ、移動販売、健康づくりパークなど）を地域の皆さんとともにつくりあげます。 |

方針E 日々の生活のアクセス性を高める

宮代型デマンド交通事業	P18 循環バスのルートでないエリアや身体的な理由で循環バスが利用できない方の交通需要に対応するため、宮代町の地勢や特性に合ったデマンド交通を導入します。
広域道路ネットワークの整備（都市計画道路整備）	P19 利便性の高い近隣市町への広域道路ネットワーク構築のため、都市計画マスタープランに基づく都市計画事業整備計画において優先順位を定め、計画的な整備を進めます。
東武動物公園駅東口にぎわいロード事業	P20 駅東口の地域の魅力とアクセス性を向上させるため、駅前広場や都市計画道路を一体的に整備し、他自治体と広域的につながるターミナルとしての機能を高めます。
和戸駅周辺活性化事業	P21 都市計画道路国納橋通り線や都市計画道路万願寺橋通り線の整備に合わせて、産業系土地利用を検討し、民間企業の立地誘導による地域の活性化を促進します。
姫宮駅西側周辺活性化事業	P22 北春日部方面への都市計画道路の整備に合わせて、産業系土地利用を検討し、民間企業の立地誘導による地域の活性化を促進します。
地域の力となる地区コミュニティセンター事業	P23 地域コミュニティや地区・自治会のサポートをする地区担当者を配置します。また、その拠点として、既存の施設を（仮称）地区コミュニティセンターとして活用し、新たなつながりが生まれる場、地域における自治会活動や市民活動をサポートする場とします。

方針F 顔が見える地域経済をつくる

小商いからはじめようチャレンジショップ推進事業	P24 宮代町での起業を促進するため、空き店舗や公共施設の空きスペース等をチャレンジショップとして、起業志望者に提供する仕組みづくりを行います。また、複数店が連続して空き店舗となったエリアについては、貸主などと連携して、特色のあるエリアの形成を促します。
身近な場所で子育てサロン事業	P25 子育て中の方が孤立しないように、身近な飲食店や集会所等で地域の皆さんが実施する地域子育てサロンの開設・運営をサポートします。

構想3 さまざまな活動や主体を生み出す

方針G 地域に人々が集まる場を生み出す

地域のみんなでこどもたちの居場所づくり事業	P26 子どもが孤立しないための居場所づくりを行う人や活動を P27 応援し、地域の人々が主体となった取り組みを広げます。 また、学校に通えない児童生徒のために学外の場を整備し、心の居場所や学びの機会を提供します。
身近な場所で子育てサロン事業 ※再掲	P25 子育て中の方が孤立しないように、身近な飲食店や集会所等で地域の皆さんが実施する地域子育てサロンの開設・運営をサポートします。
まちなかどこでもミュージアム事業 ※再掲	P13 既存施設や飲食店など、気軽に美術作品の展示や小さな演奏会ができるスペースを募集し、まちなかにおける作品展や音楽会の開催を促します。このことで地域の人材を発掘し、地域に人々の集まる新しい場所を生み出します。

方針H 活動が生まれる「学び舎(学びのプラットフォーム)」づくり

(仮称)進修館オープンカレッジ	P28 地域づくりを担う人材やグループを生み出すため、様々な世代が定期的集まり、地域の課題ややりたいことなどを語り合う場を設けます。様々な学び合いや実験的な取り組みを生み出し、参加者同士が触発される場とします。
おかえりなさい！ 地域デビュー事業	P29 定年を迎えた世代が今までつながりが希薄であった地域で生き生きと活躍するため、地域デビューのきっかけづくりとなるイベントやワークショップなどを開催します。
西原自然の森活用事業 (新たな福祉の拠点づくり編)	P30 再整備される旧ふれ愛センターを拠点に、社会福祉協議会と連携して、今日的な社会課題に対応したセミナーやイベントを開催し、ボランティアの裾野を広げます。ワークショップや交流会など、福祉団体同士が連携するきっかけとなるプラットフォームづくりも支援します。
若い世代の健康づくり促進事業	P31 生涯を通じて健康で元気ある日々を過ごすためには、若いうちから健康に対する意識をもつことが大切です。若い世代(20代～40代)の健康への関心を高めるため、オンラインによる教室や相談などライフスタイルに合わせたアプローチをします。
人権・平和推進事業	P32 互いに人権を尊重しあい、真に豊かな安心して暮らしていける社会を実現するため、人権や平和に関する啓発活動を実施します。

方針 I 町の中のキープレイヤー同士で連携する

- チームみやしろ会議 P33 東武動物公園駅西口周辺エリアを対象に、東武動物公園や日本工業大学などのキープレイヤー同士が連携する組織を設立し、地域のブランド力向上やイメージアップを図ります。

方針 J 町の中の遊休スペースを効果的に活用する

- 遊休資源活用プロデュース事業
※再掲 P15 官・民を問わず、それぞれが所有する土地や施設などの遊休資源と人・団体等を結びつけ、町の様々な場所での活動の拠点づくりを行います。提案に対する場所の募集と場所に対する提案の募集の2つを柱として行います。
- 地域のプライベートパークをつくろう！
※再掲 P17 身近な街区公園等を一律に“児童公園”として位置付けるのではなく、人々のライフスタイルに合わせて、それぞれが特色のある“場”となるように再整備し、地域の人が集まる憩いの場（青空カフェ、移動販売、健康づくりパークなど）を地域の皆さんとともに作りあげます。

構想 4 社会環境の変化に対応し行政運営を変化させ続ける

方針 K 縦割りから横断的行政運営へ

- 西原自然の森活用事業
（新たな福祉の拠点づくり編）※再掲 P30 再整備される旧ふれ愛センターを拠点に、社会福祉協議会と連携して、今日的な社会課題に対応したセミナーやイベントを開催し、ボランティアの裾野を広げます。ワークショップや交流会など、福祉団体同士が連携するきっかけとなるプラットフォームづくりも支援します。
- チームみやしろ会議
※再掲 P33 東武動物公園駅西口周辺エリアを対象に、東武動物公園や日本工業大学などのキープレイヤー同士が連携する組織を設立し、地域のブランド力向上やイメージアップを図ります。
- みんなで備える防災力強化促進事業 P34 現実に起こりうる災害を想定し、行政、消防団はもとより、自主防災組織、学校等の関係団体とともに、実際の避難行動の一連の流れを体験する防災訓練を実施し、防災力を強化します。

方針L 多様な主体による公共の運営

- | | | |
|------------------------------|------------|---|
| 高齢者困りごとサポート
隊事業 | P35 | 買い物や電球交換など高齢者の日常生活のちょっとした困りごとをサポートする地域内の助け合い活動の組織化を支援し、広げていきます。 |
| 日工大サイエンスプロジェクト | P36 | 小中学校の理科の授業において、大学の施設や設備を使った専門家による科学体験を通して、子どもたちが興味をもって、自ら学ぶプロジェクトを始動します。 |
| 地域のみんなで子どもたちの居場所づくり事業
※再掲 | P26
P27 | P26 子どもが孤立しないための居場所づくりを行う人や活動を
P27 応援し、地域の人々が主体となった取り組みを広げます。
また、学校に通えない児童生徒のために学外の場を整備し、心の居場所や学びの機会を提供します。 |

方針M 今後求められる機能を核とした公共施設の再編

- | | | |
|----------------------|-----|--|
| 公共施設マネジメント
計画 2.0 | P37 | 平成23年11月に策定した公共施設マネジメント計画から10年。新たなマネジメント計画をつくり今後の公共施設のあり方、施設の機能転換など、中期的なビジョンを定めます。 |
| 宮代町立小中学校適正配置事業 | P38 | 社会の変化に対応した最良な教育環境を子どもたちに提供するために、小中学校の適正な配置を進めていきます。 |

西原自然の森活用事業（里山体験事業編）

山崎山で市民団体とともに培った、事業や活動のノウハウと経験を活かし、西原自然の森においても、自然の魅力や大切さを知る体験事業や保全事業を市民とともに実施します。これにより、町の自然を守り育て、その魅力を発信する人材を生み出します。

[郷土資料館、新たな福祉の拠点（旧ふれあいセンター）連携事業]

(1) コンセプトづくり

・事業エリアの環境づくり・使い方・管理方法のコンセプトを設定

(2) 協力者確保

・イベントの企画運営や森の維持管理の協力者（個人・団体）

(3) イベント実施

・自然体験会、自然学習・観察会など

(4) 環境整備・管理

・安全設備、剪定枝堆積場、ボランティア休憩所、関連備品、剪定・除草など

(5) 情報発信

・ホームページ、広報紙など

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
(1)コンセプトづくり	町民生活課 ボランティア 等	→				
(2)協力者確保	町民生活課	→				
(3)イベント実施	町民生活課 ボランティア 等		→			
(4)環境整備・管理	町民生活課 ボランティア 等		→			
(5)情報発信	町民生活課	→				

該当する方針：A、C

西原自然の森活用事業 (移築民家活用編)

福祉拠点として再整備される旧ふれ愛センターとともに西原自然の森の魅力を高めるため、「加藤家」「齋藤家」「旧進修館」を古い建物の特性を生かした美術作品の展示や音楽活動などの文化活動や体験講座、地域活動ができる場所とします。

(1) モデル事業の実施

・モデル事業として移築民家や前庭などを活用した郷土資料館主催事業や市民団体との共催事業を実施し、利用できる分野や範囲、時間、人数などを検証します。

(2) 仕組みづくりと運用準備

・上記を踏まえ、文化財保護に留意しつつ、一定ルールの下で町民が利用できる仕組みを作り、広報やホームページで公表し、この仕組みのもとで町民による活動が行われるようにします。

(3) 活用支援

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）					
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	
(1)モデル事業の実施	教育推進課	→					
(2)仕組みづくりと運用準備	教育推進課		→				
(3)活用支援	教育推進課			→			

該当する方針：A、C

新しい村魅力アップ事業

「新しい村」を整備してから約 20 年。直売施設の増加やインターネット販売の普及など取り巻く状況も大きく変わりました。着地型観光という視点も含めて、調査・分析を行い、「新しい村」の魅力を高める計画を策定し、「新しい村」をより魅力的な空間へと変えていきます。

- (1) 新しい村の現状分析・課題整理
 - ・新しい村の利用者分析やニーズ調査、課題の整理を行います。
- (2) 持続可能な経営モデルの調査研究
 - ・新しい村の今後のあり方を再確認し、持続可能な経営シミュレーションを行います。
- (3) 新しい村周辺農地の地権者意向調査
 - ・耕作者の高齢化が進む新しい村周辺農地の調査を行い、観光資源としての活用を検討します。
- (4) 新しい村魅力アッププランの策定
 - ・調査結果をもとに、将来に向けた新しい村の魅力を高める計画を策定します。

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
(1)新しい村の現状分析・課題整理	産業観光課 新しい村	→				
(2)持続可能な経営モデルの調査研究	産業観光課		→			
(3)新しい村周辺農地の地権者意向調査	産業観光課		→			
(4)新しい村魅力アッププランの策定	産業観光課		→			

該当する方針：A

集落で支えあう営農事業

農業を次世代の担い手にとって魅力ある産業としていくために、農業生産の効率化・省力化を図るとともに、農地集積化を推進し、農作業環境の向上を図ります。

宮東・中島地区圃場整備事業

(1) 現地調査

・土壌や地耐力、高低差、既存施設の状況等について調査を実施します。

(2) 事業計画策定及び地権者同意





・整備内容を定め、費用対効果を算定し、地権者の同意を得ます。

(3) 用地測量及び実施設計

・用地測量を行い、詳細な設計図を作成します。

(4) 整地工事

・実施設計に基づき、畦畔除去による区画拡大、用排水路及び農道の整備等を行います。

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
(1)現地調査	埼玉県 産業観光課 地権者					
(2)事業計画策定及び地権者同意	埼玉県 産業観光課 地権者					
(3)用地測量及び実施設計	埼玉県 産業観光課					
(4)整地工事	埼玉県 産業観光課					

該当する方針：A

宮代農業人材育成事業

就農希望者のための実践的な研修環境を整え、将来の宮代農業を支える骨太な若手農業者を育成します。

(1) 事業計画・構想の策定

・町の新規就農支援制度の現状を検証するとともに、就農希望者が就農しやすい研修環境を整備するための構想を策定します。

(2) 就農希望者の受入（農業担い手塾実践研修）

・町内で就農を志す若い就農希望者を農業担い手塾で研修生として受け入れ、新規就農者を育成・確保します。

(3) 農業用栽培施設（パイプハウス）レンタル制度の創設

・施設園芸を志す就農希望者や新規就農者の投資リスクの軽減を図るため、農業用栽培施設（パイプハウス）を整備し、有償により貸し出します。

(4) みやしろ型市民農業大学の実施

・町内の篤農家の下で、就農を志す農業経験のない又は少ない就農希望者に栽培・農作業経験を積んでもらい、農業担い手塾塾生へ移行できる人材を育成します（農業担い手塾入塾前研修制度）。

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
(1)事業計画・構想の策定	産業観光課	→				
(2)就農希望者の受入	産業観光課	→				
(3)農業用栽培施設レンタル制度の創設	産業観光課 新しい村		→			
(4)みやしろ型市民農業大学の実施	産業観光課		→			

該当する方針：A

東武動物公園駅西口わくわくロード事業

駅から東武動物公園、新しい村までを、町民・観光客・事業者と共にアイデアを出し合いながら、歩いて楽しく、わくわくするような道に整備し、西口エリアの価値を高めます。あわせて、駅西口区画整理エリアの土地活用を促進します。

- (1) 市民参加によるコンセプトの決定（コンサル選定・市民参加手法決定・現地調査・アイデア募集など）
- (2) 概略設計・整備エリア決定
- (3) 関係機関協議
- (4) 実施設計
- (5) わくわくロード（町道第94号線ほか）整備工事
- (6) 都市計画道路東武動物公園駅西口通り線（町道第91号線）用地交渉、用地・物件補償
- (7) 都市計画道路東武動物公園駅西口通り線（町道第91号線）整備工事




実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
(1)市民参加によるコンセプトの決定	まちづくり建設課	→				
(2)概略設計・整備エリア決定	まちづくり建設課		→			
(3)関係機関協議	まちづくり建設課		→			
(4)実施設計	まちづくり建設課			→		
(5)わくわくロード整備工事	まちづくり建設課				→	
(6)用地交渉、用地・物件補償	まちづくり建設課	→				
(7)都 東武動物公園駅西口通り線整備工事	まちづくり建設課		→			

該当する方針：B

まちなかどこでもミュージアム事業

既存施設や飲食店など、気軽に美術作品の展示や小さな演奏会ができるスペースを募集し、まちなかにおける作品展や音楽会の開催を促します。このことで地域の人材を発掘し、地域に人々の集まる新しい場所を生み出します。

- (1) 作品展や演奏会等ができる飲食店等の募集方法や要件等を整理
- (2) 上記施設等を募集する仕組みを構築
- (3) 任意の一定期間を「(仮称)アートウィーク」と定め SNS を活用した情報発信を実施するなど、まちなかでの作品展や演奏会等の開催を促進し、気軽にアートを楽しめ交流できる場を創出

実施項目	実施主体	実施年度 (いつまでに)				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
(1)募集要件等の検討	教育推進課					
(2)募集の仕組み構築	教育推進課					
(3)作品展等の開催促進	教育推進課					

該当する方針：B、G

みやしろズームアッププロジェクト

町の魅力の情報発信力向上を図るため、地元の魅力を再発見し、掘り下げ、自らの言葉で発信する市民記者チームを創出します。

- (1) 新たな情報発信者の発掘(新規開拓・既存団体の発信力アップ)、発信
 - ・キックオフワークショップ、カメラ講座、フォトコンテスト等の開催
 - ・広報サポーター等の活用(現行制度の見直し)
 - ・既存活動団体向け広報力アップ講座の開催
- (2) まちの魅力を再発見し発信
 - ・魅力を発見するためのテーマ別ワークショップの開催
(例：グルメ・人・ウワサ・風景等のオリジナルマップづくり)
- (3) 情報発信媒体の検討
 - ・情報発信媒体(特設プロモーションサイト、SNS※Facebook等)の検討、決定

実施項目	実施主体	実施年度 (いつまでに)				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
(1)新たな情報発信者の発掘、発信	市民記者 総務課	→				
(2)まちの魅力の再発見	市民記者 総務課	→				
(3)情報発信媒体の検討	市民記者 総務課	→				

該当する方針：C

遊休資源活用プロデュース事業

官・民を問わず、それぞれが所有する土地や施設などの遊休資源と人・団体等を結びつけ、町の様々な場所での活動の拠点づくりを行います。提案に対する場所の募集と場所に対する提案の募集の2つを柱として行います。

(1) 普通財産カルテの作成

- ・町が所有するすべての普通財産の現状、有効活用の方策等の方向性を整理します。
- ・整理にあたっては、歳入確保につながる活用方策を中心に、売却処分を含めた検討を行います。

(2) 庁舎の遊休スペースの活用計画の作成

- ・庁舎の建物内、敷地内にある遊休スペースとその活用方策（実施方法、スケジュール等）を整理します。
- ・整理にあたっては、遊休スペースの活用を想定した実行計画事業との連携を図ります。

(3) 活用事業の実施

- ・普通財産カルテ、庁舎遊休スペース活用計画に基づく取り組みをサウンディング調査の手法等を活用しながら実施します。

(4) 民間施設の活用事例の収集と公表

- ・実行計画事業等における民間施設との連携、遊休スペースの活用事例を収集し、町ホームページ等で公表し見える化することで、官民を含めた町全体の遊休スペースの活用を促進します。

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
(1)普通財産カルテの作成	企画財政課	→				
(2)庁舎の遊休スペース活用計画の作成	企画財政課	→				
(3)活用事業の実施	企画財政課		→			
(4)民間施設の活用事例の収集・公表	企画財政課	→				

該当する方針：D、J

岸辺遊歩道整備事業

備前堀川等において、自治会や地域の関係団体などと共にアイデアを出し合い、地域に親しまれ愛される遊歩道や水辺を整備します。

- (1)市民参加による岸辺遊歩道等の整備方針の検討
 - ・モデルとなる岸辺遊歩道等を選定し、整備方針を検討します。
- (2)備前堀川等の遊歩道整備
 - ・舗装・フェンス・街路灯の整備等
- (3)既存遊歩道の整備
 - ・健康マッ歩等の修繕を行います。
- (4)古利根川の活用促進に合わせた良好な水辺空間の創出の検討
 - ・杉戸町等と連携し、水辺空間の活用促進を検討します。

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
(1)市民参加による岸辺遊歩道等の整備方針の検討	まちづくり建設課	→				
(2)備前堀川等の遊歩道整備	まちづくり建設課		→			
(3)既存遊歩道の整備	まちづくり建設課		→			
(4)古利根川の活用促進に合わせた良好な水辺空間の創出の検討	まちづくり建設課 産業観光課	→				

該当する方針：D

地域のプライベートパークをつくろう！

身近な街区公園等を一律に“児童公園”として位置付けるのではなく、人々のライフスタイルに合わせて、それぞれが特色のある“場”となるように再整備し、地域の人が集まる憩いの場（青空カフェ、移動販売、健康づくりパークなど）を地域の皆さんとともにつくりあげます。

- (1) 町内街区公園からモデル公園を検討
- (2) 地域の課題解決・魅力アップ等地域が求めるモデル公園整備計画の検討・策定
- (3) モデル公園整備実施
- (4) コンセプトにあった事業実施
- (5) モデル公園の評価・検証





実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
(1)モデル公園検討	まちづくり建設課	→				
(2)公園整備計画検討・策定	まちづくり建設課		→	→	→	
(3)公園整備	まちづくり建設課				→	
(4)事業実施	まちづくり建設課					→
(5)評価・検証	まちづくり建設課					→

該当する方針：D、J

宮代型デマンド交通事業

循環バスのルートでないエリアや身体的な理由で循環バスが利用できない方の交通需要に対応するため、宮代町の地勢や特性に合ったデマンド交通を導入します。

- (1) 新たなデマンド交通（タクシー助成制度）の企画、実施準備
 - ・ 先進自治体の情報収集、制度素案作成、タクシー会社等からの意見聴取
 - ・ 実施要綱等の制定、制度参加事業者の募集（登録）
- (2) タクシー助成制度の実証実験の実施、効果と課題の検証
 - ・ 利用者（登録者）募集、運用、利用者等アンケート実施、効果と課題の検証
- (3) 循環バスの契約更新にあわせた運行内容の見直し
 - ・ 利用者等アンケート実施、タクシー助成制度の効果と課題を踏まえた見直しの方向性の整理
 - ・ 地域公共交通会議による協議
（循環バス、タクシー助成制度を含めた地域公共交通の方向性）
- (4) タクシー助成制度の本格実施、見直し後の循環バスの運行

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
(1) タクシー助成制度の企画、実施準備	企画財政課					
(2) タクシー助成制度の実証実験	企画財政課					
(3) 循環バスの次期契約に向けた運行内容の見直し	企画財政課					
(4) タクシー助成制度の本格実施、次期循環バスの運行	企画財政課					

該当する方針：E

広域道路ネットワークの整備 (都市計画道路整備)

利便性の高い近隣市町への広域道路ネットワーク構築のため、都市計画マスタープランに基づく都市計画事業整備計画において優先順位を定め、計画的な整備を進めます。

- (1) (都) 春日部久喜線 (町道第 12 号線) の整備
 - ・用地買収、道路整備を進めます。
- (2) (都) 春日部久喜線 (町道第 252 号線) の延伸
 - ・(都) 春日部久喜線 (町道第 252 号線) の都市計画決定
 - ・北春日部駅周辺地区土地区画整理事業に合わせた道路・橋梁整備を行います。
- (3) (都) 万願寺橋通り線 (町道第 75 号線) の整備
 - ・埼玉県との協議を踏まえ、須賀上交差点の調査・設計等を行います。
- (4) (都) 新橋通り線 (町道第 148 号線) の整備
 - ・埼玉県による整備を引き続き、要望していきます。

実施項目	実施主体	実施年度 (いつまでに)				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
(1) (都) 春日部久喜線 (町道第 12 号線) の整備	まちづくり建設課	用地買収			整備工事	
(2) (都) 春日部久喜線 (町道第 252 号線) の延伸	まちづくり建設課					
(3) (都) 万願寺橋通り線 (町道第 75 号線) の整備 (設計)	まちづくり建設課					
(4) (都) 新橋通り線 (町道第 148 号線) の整備	まちづくり建設課					

該当する方針：E

東武動物公園駅東口にぎわいロード事業

駅東口の地域の魅力とアクセス性を向上させるため、駅前広場や都市計画道路を一体的に整備し、他自治体と広域的につながるターミナルとしての機能を高めます。

- (1) 物件調査（単価入替等）・鑑定評価
- (2) 用地交渉
- (3) 用地・物件補償
- (4) 関係機関協議・実施設計
- (5) 整備工事（シェルター等を含む）

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
(1)物件調査（単価入替等）・鑑定評価	まちづくり建設課	→				
(2)用地交渉	まちづくり建設課	→				
(3)用地・物件補償	まちづくり建設課	→				
(4)関係機関協議・実施設計	まちづくり建設課		→			
(5)整備工事	まちづくり建設課			→		

和戸駅周辺活性化事業

都市計画道路国納橋通り線や都市計画道路万願寺橋通り線の整備に合わせて、産業系土地利用を検討し、民間企業の立地誘導による地域の活性化を促進します。

- (1) 関係機関との調整
- (2) 土地調査・権利者調査
- (3) 事業化検討調査
- (4) 地元調整・企業意向確認
- (5) 事業推進調査

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
(1)関係機関との調整	まちづくり建設課	→				
(2)土地・権利者調査	まちづくり建設課	→				
(3)事業化検討調査	まちづくり建設課		→			
(4)地元調整・企業意向確認	まちづくり建設課		→			
(5)事業推進調査	まちづくり建設課				→	

該当する方針：E

姫宮駅西側周辺活性化事業

北春日部方面への都市計画道路の整備に合わせて、産業系土地利用を検討し、民間企業の立地誘導による地域の活性化を促進します。

- (1) 関係機関協議、説明会開催
- (2) 都市計画決定手続き
- (3) 用地・補償交渉
- (4) 都市計画道路整備
- (5) 産業系土地利用及び立地誘導等の検討

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
(1)関係機関協議、説明会開催	まちづくり建設課	→				
(2)都市計画決定手続き	まちづくり建設課	→				
(3)用地・補償交渉	まちづくり建設課		→			
(4)都市計画道路整備	まちづくり建設課			→		
(5)土地利用等検討	まちづくり建設課			→		

該当する方針：E

地域力となる地区コミュニティセンター事業

地域コミュニティや地区・自治会のサポートをする地区担当者を配置します。また、その拠点として、既存の施設を（仮称）地区コミュニティセンターとして活用し、新たなつながりが生まれる場、地域における自治会活動や市民活動をサポートする場とします。

(1) 具体的な実施計画の作成

・全体像を見据えて必要な機能や人員配置、開設場所の選定など、関係課とともに検討し、具体的な実施計画を作成します。

※ 関係課（総務課、企財財政課、健康介護課、福祉課、子育て支援課、町民生活課）

(2) モデル地区の選定と開設スケジュール等の作成

・実施計画に沿って、地区コミュニティセンター開設モデル地区 1 か所の選定と開設スケジュール、人員配置計画、予算案を作成します。

(3) モデル地区のコミセン開設

・人員を配置し、1か所のモデル地区にて、地区コミュニティセンターを開設します。（例えば、小中学校の余裕教室等を事務室として改修し、詰所として開設）開設後、モデル地区コミュニティセンター運営開始とともに地域ニーズの把握や必要な地区コミュニティセンター機能の検証などセンターのベースとなるデータ収集と整理を行い、センター運用マニュアルと次施設開設に向けた開設マニュアルを作成します。

(4) モデル地区の運営と次地区の開設準備

・モデル地区を運用しながら当該地域のニーズの把握と開設マニュアルによる2か所目の地区コミュニティセンター開設に向けた準備を実施します。（人員配置や開設場所、予算要求等）

(5) 2か所目の地区コミセン開設

・2か所目の地区コミュニティセンターを開設します。開設後は当該地区コミュニティセンターを運営しつつ、当該センターの運用マニュアル整備に向けて地域ニーズの把握を行います。

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
(1)具体的な実施計画の作成	町民生活課 関係課	→				
(2)モデル地区の選定と開設スケジュール等の作成	町民生活課		→			
(3)モデル地区のコミセン開設	町民生活課			→	→	→
(4)モデル地区の運営と次地区の開設準備	町民生活課				→	
(5)2か所目の地区コミセン開設	町民生活課					→

小商いからはじめよう チャレンジショップ推進事業

宮代町での起業を促進するため、空き店舗や公共施設の空きスペース等をチャレンジショップとして、起業志望者に提供する仕組みづくりを行います。また、複数店が連続して空き店舗となったエリアについては、貸主などと連携して、特色のあるエリアの形成を促します。

(1) 起業創業支援講座の開催

・月3万円ビジネス講座や創業セミナー等の起業志望者を支援する講座を開催します。

(2) チャレンジショップ開店準備

・起業志望者がチャレンジする場としてのチャレンジショップのスキーム作成やオーナーとの交渉を行います。

(3) チャレンジショップの運営

・チャレンジショップ運営を支援します。

(4) 起業創業準備支援

・創業の学びの場としてのマルシェを開催します。
・起業志望者を支援する補助制度を創設します。

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
(1)起業創業支援講座の開催	産業観光課	月3万円ビジネス講座		創業セミナー		
(2)チャレンジショップの開店準備	産業観光課					
(3)チャレンジショップの運営	民間 産業観光課 商工会					
(4)起業創業準備支援	産業観光課					

該当する方針：F

身近な場所で子育てサロン事業

子育て中の方が孤立しないように、身近な飲食店や集会所等で地域の皆さんが実施する地域子育てサロンの開設・運営をサポートします。

- (1) 地域子育てサロンの開設と運営
- (2) 地域子育てサロンの検証と運営主体の育成
- (3) 子育て応援隊の制度設計と運用
- (4) 地域子育てサロンのコーディネート機関の構築
- (5) サロンの運営主体と子育て応援隊をマッチングする仕組みの構築（サイトのリニューアル）

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
(1)地域子育てサロンの開設と運営	子育て支援課	→				
(2)地域子育てサロンの検証と運営主体の育成	子育て支援課	→				
(3)子育て応援隊の制度設計と運用	子育て支援課	→				
(4)地域子育てサロンのコーディネート機関の構築	子育て支援課			→		
(5)サロンの運営主体と子育て応援隊をマッチングする仕組みの構築（サイトのリニューアル）	子育て支援課			→		

該当する方針：F、G

地域 みんなでこどもたちの居場所づくり事業①

子どもが孤立しないための居場所づくりを行う人や活動を応援し、地域の人々が主体となった取り組みを広げます。また、学校に通えない児童生徒のために学外の間を整備し、心の居場所や学びの機会を提供します。

- (1) 子どもの居場所づくり調査研究
- (2) きっかけ作りとなるイベント等の開催
- (3) 人材や活動団体の発掘と話し合いの場づくり
- (4) 社会的資源（場所・人・資金・物など）確保のための支援策構築
- (5) 居場所づくりのためのフォーラム
- (6) 居場所づくりの活動のモデル事業・体験事業の実施
- (7) 居場所づくり活動のネットワークの構築

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
(1)子どもの居場所作り調査研究	子育て支援課 教育推進課	→				
(2)きっかけ作りとなるイベント等の開催	子育て支援課	→				
(3)人材や活動団体の発掘と話し合いの場づくり	子育て支援課	→				
(4)社会的資源確保のための支援策構築	子育て支援課		→			
(5)居場所づくりのためのフォーラム	子育て支援課			→		
(6)居場所づくりの活動のモデル事業・体験事業の実施	子育て支援課			→		
(7)居場所づくり活動のネットワークの構築	子育て支援課				→	

該当する方針：G、L

地域 みんなでこどもたちの居場所づくり事業②

子どもが孤立しないための居場所づくりを行う人や活動を応援し、地域の人々が主体となった取り組みを広げます。また、学校に通えない児童生徒のために学外の場を整備し、心の居場所や学びの機会を提供します。

- (1) 地域・学校の実態把握及び適応指導教室（教育支援センター）の在り方の検討
- (2) 子育て支援課及び福祉課との連携体制の構築（調査研究・ネットワーク構築）
- (3) 必要な施設改修・設備・備品等の整備及び人材の確保
- (4) 包括的な支援体制の構築及び拡充の検討
- (5) 適応指導教室設置条例の制定
- (6) 適応指導教室（教育支援センター）の開設及び運用

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
(1)地域・学校の実態把握及び適応指導教室（教育支援センター）の在り方の検討	教育推進課	→				
(2)子育て支援課及び福祉課との連携体制の構築（調査研究・ネットワーク構築）	子育て支援課 教育推進課 福祉課	→				
(3)必要な施設改修・設備・備品等の整備及び人材の確保	教育推進課	→	→			
(4)包括的な支援体制の構築及び拡充の検討	教育推進課	→				
(5)適応指導教室設置条例の制定	教育推進課	→				
(6)適応指導教室（教育支援センター）の開設及び運用	教育推進課		→			

該当する方針：G、L

(仮称) 進修館オープンカレッジ

地域づくりを担う人材やグループを生み出すため、様々な世代が定例的に集まり、地域の課題ややりたいことなどを語り合う場を設けます。様々な学び合いや実験的な取り組みを生み出し、参加者同士が触発される場とします。

(1) 実施方法の検討

・進修館指定管理者と共に具体的な実施方法について検討を行います。

(2) モデル事業の実施

・検討した実施方法でモデル事業を実施し、検証を行います。

(3) 運用の開始、随時見直しの実施

・(仮称)進修館オープンカレッジの運用を開始します。また、随時見直しを行います。

実施項目	実施主体	実施年度 (いつまでに)				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
(1)実施方法の検討	町民生活課 指定管理者	→				
(2)モデル事業の実施	町民生活課 指定管理者		→			
(3)運用の開始、随時見直しの実施	町民生活課 指定管理者		→			

該当する方針：H

おかえりなさい！地域デビュー事業

定年を迎えた世代が今までつながりが希薄であった地域で生き生きと活躍するため、地域デビューのきっかけづくりとなるイベントやワークショップなどを開催します。

(1) シニアはじめて講座

- ・定年を迎えた世代をターゲットにした、シニアの生活に役立つ連続講座を開催します。
- ・参加者に対して、縁じょいメンバーへの登録を促すとともに、自主グループへのきっかけづくりを行います。
- ・講座においては、各所属所が実施する住民パワーが必要となる事業に繋げる取組みを行います。
- ・生まれた自主グループが助け合い活動であれば「高齢者困りごとサポート隊事業」で支援を行います。

(2) 縁じょい通信の発行

- ・地域デビューのきっかけづくりを情報紙として発行します。
- ・健康介護課の所管する情報だけでなく、各所属所の情報を幅広く掲載し、情報提供します。

(3) 縁じょい交流会の開催

- ・縁じょいメンバー等を中心に、地域活動に関心がある方を集めた交流会を開催します。
- ・講師を招き、地域活動への動機づけ、新たな活動へのチャレンジ、仲間づくりの方法など、地域活動のきっかけづくりを行います。

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
(1)シニアはじめて講座の開催	健康介護課 社協		→			
(2)縁じょい通信の発行	健康介護課 社協	→				
(3)縁じょい交流会の開催	健康介護課 社協		→			

該当する方針：H

西原自然の森活用事業 (新たな福祉の拠点づくり編)

再整備される旧ふれ愛センターを拠点に、社会福祉協議会と連携して、今日的な社会課題に対応したセミナーやイベントを開催し、ボランティアの裾野を広げます。ワークショップや交流会など、福祉団体同士が連携するきっかけとなるプラットフォームづくりも支援します。

(1) 今日的な社会課題に対応したセミナーやイベントを開催【人材の育成】

- ・多目的室を活用した様々なボランティア研修会の開催
災害ボランティア講座、福祉推進委員講座等、社会のニーズに応じたボランティア養成講座を実施
- ・さをり織り体験等小中学生と福祉作業所やボランティアとの交流機会を作り、福祉教育に寄与していく

(2) 福祉団体同士が連携するきっかけとなるプラットフォームづくり【活躍の場づくり】

- ・町内福祉団体同士の連携、サービスの向上
町内の福祉団体に呼びかけ、意見交換会や今後の課題解決に向けた合同研修会等を実施
- ・(仮称) 西原ふれあいフェスタ
様々な団体が参加できるイベントを開催し、ボランティア同士の連携を促し活躍の機会を広げていく
- ・近隣市町の福祉作業所合同展示即売会を開催し、福祉団体同士の交流を図っていく

実施項目	実施主体	実施年度 (いつまでに)				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
(1)社会課題に対応したセミナーやイベントを開催 【人材の育成】	福祉課 社協					
(2)福祉団体同士が連携するきっかけとなるプラットフォームづくり【活躍の場づくり】	福祉課 社協					

該当する方針：H、K

若い世代の健康づくり促進事業

生涯を通じて健康で活気ある日々を過ごすためには、若いうちから健康に対する意識をもつことが大切です。若い世代（20代～40代）の健康への関心を高めるため、オンラインによる教室や相談などライフスタイルに合わせたアプローチをします。

- (1) オンライン相談事業の実施
- (2) 若い世代の健康に関する情報収集
- (3) 新規健康づくり事業の実施方法及び「健康マイレージ事業」利用拡大に向けた取組内容の検討
 - ・運動面：若い世代をターゲットとしたウォーキングイベント、親子での運動教室
 - ・栄養面：朝食摂取を題材とした参加型啓発事業「(仮称)私の朝ごはん」、親子向けレシピの作成
- (4) 検討結果に基づき、各種健康づくり事業の積極的周知及び実施
- (5) アンケート調査による評価・検証

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
(1)オンライン相談事業の実施	健康介護課	→				
(2)若い世代の健康に関する情報収集	健康介護課	→				
(3)新規健康づくり事業の実施方法及び「健康マイレージ事業」利用拡大に向けた取組内容の検討	健康介護課	→				
(4)検討結果に基づき、各種健康づくり事業の積極的周知及び実施	健康介護課		→			
(5)アンケート調査による評価・検証	健康介護課					→

該当する方針：H

人権・平和推進事業

互いに人権を尊重しあい、真に豊かな安心して暮らしていける社会を実現するため、人権や平和に関する啓発活動を実施します。

(1) 人権に関すること

- ①人権尊重意識の啓発事業の推進
- ②学校における人権教育の推進
- ③生涯学習における人権教育の推進

(2) 男女共同参画に関すること

- ①男女共同参画社会を実現するための意識づくり
- ②意思・方針決定の場における男女共同参画の推進
- ③配偶者等に対する暴力根絶に向けた取り組み
- ④性的少数者（L G B T）への理解促進と支援

(3) 平和に関すること

- ①平和への意識を高めるための啓発活動の推進

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
(1)人権尊重意識の啓発事業	総務課 教育推進課	▶				
(1)学校における人権教育	総務課 教育推進課	▶				
(1)生涯学習における人権教育	総務課 教育推進課	▶				
(2)男女共同参画プランの推進	総務課	▶				
(2)性的少数者（L G B T）への理解促進と支援	総務課	▶				
(3)平和への意識を高めるための啓発活動の推進	総務課	▶				

該当する方針：H

チームみやしろ会議

東武動物公園駅西口周辺エリアを対象に、東武動物公園や日本工業大学などのキープレイヤー同士が連携する組織を設立し、地域のブランド力向上やイメージアップを図ります。

(1) チームみやしろ会議のコンセプトの整理と会議の設置

・単なる情報交換の場でなく、参加者が主体的にチームに関わり実践するためのコンセプトを整理。
西口エリアの主要なキープレイヤーに参加を募り会議を設置します。

(2) チームみやしろプラットフォームの検討と試行

・宮代町で暮らす人や働く人、官民間問わず様々な人たちが集まり、つながるプラットフォームをチームみやしろ会議で検討し、試行運用します。





※プラットフォーム：共感のテーマとゆるいつながりをもった自由参加の意見交換の場

(3) チームみやしろプラットフォームの本運用

・試行運用の結果を踏まえて必要な見直しを行い、プラットフォームを定期的に開催します。

(4) チームみやしろ会議のプレイヤーによる実践

・プラットフォームで得た情報や人脈などを活かし、チームみやしろ会議が実践活動を始めます。

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
(1)チームみやしろ会議のコンセプトの整理と会議の設置	企画財政課					
(2)チームみやしろプラットフォームの検討と試行	チームみやしろ会議					
(3)チームみやしろプラットフォームの本運用	チームみやしろ会議					
(4)チームみやしろ会議のプレイヤーによる実践	チームみやしろ会議					

該当する方針：I、K

みんなで備える防災力強化促進事業

現実には起こりうる災害を想定し、行政、消防団はもとより、自主防災組織、学校等の関係団体とともに、実際の避難行動の一連の流れを体験する防災訓練を実施し、防災力を強化します。

(1) 合同の実働訓練の実施

- ・合同防災訓練(避難所運営訓練等)を自主防災会、学校、消防団、消防署、各施設管理者と合同で行い、より実践的なものとする。

(2) 実践的なテーマによる自主防災会の訓練の実施

- ・町でテーマを決め、各自主防災会で地区の防災訓練を行う。訓練実施後、各地区合同で反省会を実施し、実際の災害に向けての課題等を検討する。

(3) 実践的な訓練等を踏まえた防災体制の見直し

実践的な訓練や災害想定等を踏まえ、次の項目を中心に見直しや実践を行います。

- ・宮代町地域防災計画や計画に基づく町職員の訓練体制、宮代町防災情報システム等による情報発信等
- ・各団体の防災リーダーの人材育成、住民に対するマイタイムラインの作成普及、一時避難所となる集会所の拠点整備に対する支援等

(4) 民間企業等との災害協定の拡充

- ・民間企業等との災害協定を拡充し、災害時の必要物資等の連携、調達、支援を受ける体制を充実させます。

実施項目	実施主体	実施年度 (いつまでに)				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
(1)合同の実働訓練の実施	町民生活課 関係団体	→	→	→	→	→
(2)実践的なテーマによる自主防災会の訓練の実施	町民生活課 自主防災会	→	→	→	→	→
(3)実践的な訓練等を踏まえた防災体制の見直し	町民生活課		→	→	→	→
(4)民間企業等との災害協定の拡充	町民生活課	→				

該当する方針：K

高齢者困りごとサポート隊事業

買い物や電球交換など高齢者の日常生活のちょっとした困りごとをサポートする地域内の助け合い活動の組織化を支援し、広げていきます。

(1) 高齢者向けサービスの情報伝達



- ・既に実施されている行政サービスや民間サービスをまとめ冊子を作成します。
- ・合わせて、地域における助け合い活動の必要性の意識啓発を行います。

(2) 地域交流サロンにおける助け合い活動の充実

- ・地域交流サロンの代表者を集めたサロン連絡会において、地域の課題の把握・解決方法の検討を行うとともに、助け合い活動の重要性を説明していきます。
- ・関心を持ったサロンを重点的に説明、支援を行い、助け合い活動を実践します。

(3) 自主グループ支援

- ・生活支援を行う自主グループについて、必要に応じた支援を行います。

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
(1)高齢者向けサービスの情報伝達	健康介護課 社協					
(2)地域交流サロンにおける助け合い活動の充実	健康介護課 社協					
(3)自主グループ支援	健康介護課 社協					

該当する方針：L

日工大サイエンスプロジェクト

小中学校の理科の授業において、大学の施設や設備を使った専門家による科学体験を通して、子どもたちが興味をもって、自ら学ぶプロジェクトを始動します。

- (1) 日本工業大学の設備、先生に関する情報収集
- (2) 学校の教育課程の確認
- (3) 必要な支援方法の検討
- (4) 日本工業大学、学校、教育委員会との情報交換会の実施
- (5) 日工大サイエンスプロジェクトの実施

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
(1)日本工業大学の設備、先生に関する情報収集	教育推進課	→				
(2)学校の教育課程の確認	教育推進課	→				
(3)必要な支援方法の検討	教育推進課		→			
(4)日本工業大学、学校、教育委員会との情報交換会の実施	教育推進課		→			
(5)日工大サイエンスプロジェクトの実施	教育推進課		→			

該当する方針：L

公共施設マネジメント計画 2.0

平成23年11月に策定した公共施設マネジメント計画から10年。新たなマネジメント計画をつくり今後の公共施設のあり方、施設の機能転換など、中期的なビジョンを定めます。

(1) 策定方針の検討

・自治体経営会議において、新たな公共施設マネジメント計画の策定方針について検討を行う。

(2) 公共施設マネジメント会議の開催

・有識者及び公募委員で構成する公共施設マネジメント会議を立ち上げ、策定方針に基づき、今後の公共施設のあり方、民間力の更なる活用手法、ターゲットとする施設など中期的なビジョンについて、検討を行う。

(3) 無作為抽出市民によるワークショップの開催

・無作為抽出による市民ワークショップを開催し、公共施設のあり方について意見交換を行う。

(4) 公共施設マネジメント計画の作成

・会議での検討結果やワークショップ結果等を基に、公共施設マネジメント計画 2.0 を作成し、提言する。

(5) 計画に基づく再編へ向けた準備



実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
(1)策定方針の検討	企画財政課	→				
(2)公共施設マネジメント会議の開催	企画財政課	→				
(3)無作為市民ワークショップの開催	企画財政課	→				
(4)計画の策定	企画財政課	→				
(5)計画に基づく再編へ向けた準備	企画財政課		→			

該当する方針：M

宮代町立小中学校適正配置事業

社会の変化に対応した最良な教育環境を子どもたちに提供するために、小中学校の適正な配置を進めていきます。

- (1) 審議会の答申を踏まえた小中学校の適正配置計画の再検討及び見直し
- (2) 見直し後の小中学校の適正配置計画に基づく取組の実施

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
(1)計画の再検討及び見直し	教育推進課					
(2)計画に基づく取組の実施	教育推進課					

該当する方針：M